

山田・東児中学校 再編準備委員会
第4回PTA部会 会議次第

日時：令和7年11月27日（木）19:00～
場所：山田公民館 2階 大会議室

1 開 会

2 協 議

（1）現PTAの活動等の洗い出し等について

（2）新PTA会則について

3 そ の 他

次回開催予定期期 令和8年1月下旬

4 閉 会

※配布資料

- ・資料1 協議結果のまとめ
- ・資料2 PTA活動の比較
- ・参考資料 PTA会則（全国PTA連絡協議会）

山田中・東児中学校再編準備委員会第4回PTA部会（資料1）

第3回PTA部会 協議結果

①リボン・ネクタイ、体操服などの選定方法について

リボン・ネクタイ	新規で選定する。制服に合ったものを学校側で選定する。
体操用帽子	新規で選定する。体操服に合ったものを学校側で選定する。
体操服・トレーニングウェア	新規で選定する。宇野・玉・日比中学校再編準備委員会で採用されたものと同じものを採用する。

②経過措置について

兄弟姉妹がいる家庭で、引き継いで使用することを考え、経過措置を5年間とした。

◆各中学校PTA会則の比較と新PTA会則（案）

山田中・東児中学校再編準備委員会第4回PTA部会（資料2）

文面表示：山田中会則 東児中学校会則 通項目 修正箇所			
山田中学校	東児中学校	新PTA会則（案）	
第1章（名称および位置） 第1条 本会は山田中学校PTAと称し、事務所を同校内におく	第1章（名称および事務局） 第1条 本会は、東児中学校PTAと称し、事務所を東児中学校内に置く。	第1章 名称 第●条 本会は、 玉野東中学校 PTAと称し、 事務局 を同校内におく	
第2章（目的および活動） 第2条 本会は学校と家庭および社会の連絡を緊密にして、教育上の責任を分かち合い、生徒の幅を増進することを目的とする。 第3条 本会は前条の目的を遂げるために、次の活動をする。 1 よい保護者よい教職員となるように努める。 2 生徒の生活環境をよくする。 3 公教育を充実することに努める。 4 その他教育振興に関する事項。	第2章（目的及び事業） 第2条 本会は、会員互助が協力し、家庭と学校の緊密な連携を保ち生徒の幸福な成長をはかるとともに、東児中学校の教育の振興に寄与することを目的とする。 <u>第3条 本会は、自主独立の民主的教育団体で、政治的・宗教的活動または営利を目的とする行為は行わない。</u> 第4条 本会は、本会の目的を達成するために次の事業を行う。 1 学校、家庭および社会における生徒の福祉の増進に関すること。 2 東児中学校の教育の振興に関すること。 3 家庭と学校との連携を緊密にし、生徒の健全育成に関すること。 4 社会生活・家庭生活の水準向上を図るために会員の研修に関すること。 5 学校教育環境の整備に関すること 6 その他、本会の目的を達成するために必要なこと。	第2章 目的 第●条 本会は、会員互助が協力し、家庭と学校の緊密な連携を保ち生徒の幸福な成長をはかるとともに、 玉野東中学校 の教育の振興に寄与することを目的とする。 第●条 本会は、本会の目的を達成するために次の事業を行う。 1 学校、家庭および社会における生徒の福祉の増進に関すること。 2 玉野東中学校 の教育の振興に関すること。 3 家庭と学校との連携を緊密にし、生徒の健全育成に関すること。 4 社会生活・家庭生活の水準向上を図るために会員の研修に関すること。 5 学校教育環境の整備に関すること 6 その他、本会の目的を達成するために必要なこと。	
第3章（方針） 第4条 本会運営上、下記事項に留意する。 1 本会は教育を本旨とする民主団体として活躍し、他のいかなる団体からも支配、統制、干渉などは受けない。 2 本会は生徒の福祉のための活動する他の社会団体および機関と協力する。 3 本会は直接学校の管理や人事に干渉するものではない。		第3章 方針 第4条 本会運営上、下記事項に留意する。 1 本会は教育を本旨とする民主団体として活躍し、他のいかなる団体からも支配、統制、干渉などは受けない。 2 本会は生徒の福祉のための活動する他の社会団体および機関と協力する。 3 本会は直接学校の管理や人事に干渉するものではない。 4 営利的・宗教的・政治的な活動は行わない。 5 公選の公職者は、役員になることができない。	
第4章（会員） 第5条 本会の会員は本校生徒の保護者および本校教職員とする。	第3章（会員） 第5条 本会の会員は次のとおりとする。 1 東児中学校生徒の保護者、またはこれに代わる者。 2 東児中学校の教職員。 3 本会の趣旨に賛同するもの。 ただし、第3号に該当する者の入会は三役員の承認を必要とする。 <u>第6条 本会の会員は、世帯につき、年額として一律2,000円の会費を納めることとする。</u> 第7条 会員はすべて玉野PTA連合会の会員となる。	第4章 会員 第5条 本会の会員は次のとおりとする。 1 玉野東中学校 生徒の保護者、またはこれに代わる者。 2 玉野東中学校 の教職員。 3 本会の趣旨に賛同するもの。 ただし、第3号に該当する者の入会は三役員の承認を必要とする。 第7条 会員はすべて 玉野PTA連合会 の会員となる。	

<p>第5章 (会計)</p> <p>第6条 本会の経費は会員およびその他の収入をもってこれに充てる。</p> <p><u>第7条 会費は月額1口600円とする。</u></p> <p>第8条 会費の変更および収支の予算の決定、決算の報告は総会の承認を経るものとする。</p> <p>第9条 本会の会計年度は4月1日に始まり3月31日に終わる。</p>	<p>第8章 (会計)</p> <p>第20条 本会の経費は、会費、および寄付金・その他をもってあてる。</p> <p>第21条 本会の経理は総会において議決された予算に基づいて行われ、決算は会計監査を経て総会に報告され承認を得なければならない。</p> <p>第22条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日をもって終わるものとする。</p>	<p>第7章 会計</p> <p>第●条 本会の経費は、会費、および寄付金・その他をもってあてる。</p> <p><u>第●条 会費は月額〇〇〇円とする。</u></p> <p>第●条 本会の経理は総会において議決された予算に基づいて行われ、決算は会計監査を経て総会に報告され承認を得なければならない。</p> <p>第●条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日をもって終わるものとする。</p>
<p>第6章 (役員)</p> <p>第10条 本会は下記の役員を置く。</p> <p>会長 1名 (保護者) 副会長 2名 (保護者及び教職員) 書記 1名 (教職員) 会計 (教職員)</p> <p>第11条 役員の<u>任期は1年</u>とし再選を妨げない。</p> <p>第12条 役員は委員総会において選出し、総会の承認を経るものとする。</p> <p>第13条 役員の任務は次のとおりである。</p> <p>1 会長は本会を代表し会務を統括する。</p> <p>2 副課長は会長を補佐し会長に事故がある時はその職務を代行する。</p> <p>3 書記は次の職務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 会議の議事および会の活動に関する重要事項を記録する。 記録通信その他の書類を保管する。 会長の指示に従って、この会の庶務を行う。 <p>4 会計は次の職務を行う。</p> <p>総会が決定した予算に基づいて、いっさいの会計事務を処理する。</p>	<p>第4章 (役員および顧問)</p> <p>第8条 本会には次の役員を置く。</p> <p>会長1名、副会長5名 (うち1名は教頭とし書記を担当する) 会計1名 (学校事務担当)、<u>会計監査委員若干名</u></p> <p>ただし、会長・副会長の<u>任期は2年</u>を原則とし、会長は小学校区より交互に選出する。その他の役員の<u>任期は1年</u>とし、再選を妨げない。</p> <p>第9条 役員の任務は次の通りとする。</p> <p>1 会長は、本会を代表しいっさいの会務を統括する。</p> <p>2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは職務を代行する。</p> <p>3 副会長の書記は、本会のすべての会議の議事ならびに活動に関する重要事項を記録し、記録・通信その他の書類を保存する。</p> <p>4 会計監査委員は、会計事務を監査しその結果を報告する。</p> <p>5 会計は、予算に基づいて本会のいっさいの会計事務の処理をし、決算報告、財産管理、予算の立案について協力する。</p> <p><u>第10条 本会に顧問を若干名をおくことができる。</u></p> <p>第5章 (役員の選出)</p> <p>第11条 会長、副会長、会計監査委員は、地区集会で会員の中より選考委員会 (三役会) の推薦を受け選出され、総会の承認を得て就任する。</p>	<p>第5章 役員</p> <ul style="list-style-type: none"> 役員の人数について 三役のあり方について 役員の任期について 役員の選出の記述方法について 顧問を置くことについて 会計監査委員の選出の記述方法について <p>これらについては、役員構成を検討後、取りまとめる。</p>
<p>第7章 (会計監査委員)</p> <p>第14条 本会の経理を監査するために2名の会計監査委員をおく。</p> <p>第15条 会計監査委員は総会で選出する。</p> <p>第16条 会計監査委員は本会役員および委員を兼ねることはできない。</p> <p>第17条 会計監査委員は必要に応じて臨時会計監査を行うことができる。</p> <p>第18条 会計監査委員の任期は1年とし再選を妨げない。</p>	<p>← 会計監査委員の設置について、どのように書き入れるかを協議する。</p>	

<p>第8章（委員）</p> <p>第19条 本会に委員をおく。委員は若干名として、各地区委員より選出するものほか、役員以外の教師全員とする。</p> <p>第20条 委員は会長の委嘱により文化、体育、厚生、補導の4部に分かれる。(生徒数が85人以下のときは、文化部と補導部をまとめ、文化・補導部とする。)(令和7年度より、体育部と厚生部をまとめ、体育・厚生部とする。)各部委員は互選により部長を選出する。各部の部長は実行委員となる。</p> <p>第21条 委員の任期は1か年として再選を妨げない。</p>	<p>第7章（委員会）</p> <p>第17条 本会に、各学級・学年単位で行う活動を円滑にするため学級委員会を設け、会長が委嘱する。</p> <p>第18条 学級委員会は主として次の活動を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 各学級・学年単位で活動する事業に関すること。 2 その他学校行事への協力援助に関すること。 <p>第19条 本会は、特別な案件について必要と認めたときは、三役会にはかけて特別委員会を設けることができる。特別委員会は、その任務が終了したとき解散する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・委員の役割として文化・体育・厚生・補導の4部会を設置するかどうか。 ・各学級単位で学級委員を設置し、学級委員会活動を行うか。
<p>第9章（会議）</p> <p>第22条 会議は総会、委員総会、実行委員会、各部専門委員会とする。</p> <p>第23条 総会は定期総会および臨時総会とし、本会の最高決議機関である。</p> <p>第24条 実行委員会は役員および各部の部長によって構成され総会の決議事項に準ずる重要事項を審議し本会の運営にあたる。</p> <p>第25条 文化、体育、構成、補導の各専門委員会は、それぞれの専門的事項について審議し運営にあたる。</p>	<p>第6章（会議）</p> <p>第12条 本会の会議は、総会、三役会（会長・副会長・書記）とし、その議決は出席者の過半数の同意によるものとする。</p> <p>第13条 総会は全会員をもって構成され、本会の最高議決機関で、会員の5分の1以上の出席がなければ成立しないものとする。</p> <p>第14条 総会は定期総会および臨時総会とし、紙面開催とする。ただし、必要に応じて対面で開催する。定期総会は春季に開催する。</p> <p>臨時総会は三役会の必要と認めたとき、または、会員の3分の1以上の要求のあったとき開催する。</p> <p>第15条 三役会は会長、副会長をもって構成する。</p> <p>第16条 三役会は総会に次ぐ議決機関で、次の業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 会長、副会長、会計監査委員の選出に関すること。 2 総会に提案する議案を審査調整すること。 3 その他、本会の活動に必要な事項。 	<p>第6章（会議）</p> <p>第●条 本会の会議は、総会、三役会（会長・副会長・書記）とし、その議決は出席者の過半数の同意によるものとする。</p> <p>第●条 総会は全会員をもって構成され、本会の最高議決機関で、会員の5分の1以上の出席がなければ成立しないものとする。</p> <p>第●条 総会は定期総会および臨時総会とし、紙面開催とする。ただし、必要に応じて対面で開催する。定期総会は春季に開催する。</p> <p>臨時総会は三役会の必要と認めたとき、または、会員の3分の1以上の要求のあったとき開催する。</p> <p>第●条 三役会は会長、副会長をもって構成する。</p> <p>第●条 三役会は総会に次ぐ議決機関で、次の業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 会長、副会長、会計監査委員の選出に関すること。 2 総会に提案する議案を審査調整すること。 3 その他、本会の活動に必要な事項。 <p>※役員のあり方で表現を変更する</p>
	<p>第9章（改正）</p> <p>第23条 この会則は総会において、出席者の3分の2以上の賛同を得なければ改正することができない。</p>	<p>第8章（改正）</p> <p>第●条 この会則は総会において、出席者の3分の2以上の賛同を得なければ改正することができない。</p> <p>※この章を記載するかどうか。</p>

会則以外の規定

- ・PTA旅費規程および慶弔規定
- ・玉野市連合PTA役員選出規定

会則以外の規定

- ・PTA会則運用規定
- ・東児中学校PTA慶弔規定
- ・東児中学校PTA研修費支給基準
- ・PTA事業費会計部活動に掛かる補助規定

全国PTA連絡協議会（アップデート版）

最低限必要な項目

- PTA規約として最低限必要な項目は、成立要件として1~4、運営上必要な5~8と考えられます。
1. PTA会員の定義
 2. 役員構成（会長、副会長、書記など）や任期
 3. PTA総会における議決方法
 4. 会長や副会長などの役員の選出方法、会計の方法
 5. 組織の名称
 6. 組織の目的・活動内容
 7. 総会の運営方法、役員会の運営方法
 8. 規約の改定方法

1. 総則、目的、方針等

- ・名称
- ・目的
- ・事業・活動
- ・運営方針

2. 会員・役員・委員等

- ・会員（任意加入、定義、権利）
- ・役員（定義、任務、選出、任期、補充）
- ・会計監査（定義、任務、選出、任期、補充）
- ・委員（選出、任期、補充）
- ・顧問（選出、任期、補充）

3. 集会

- ・総会
- ・実行委員会・運営委員会（定義、任務）
- ・各種委員会（定義、任務）
- ・学年委員会（定義、任務）
- ・学級PTA（定義、任務）
- ・地区PTA（定義、任務）

4. 会計等

- ・会費（徴収、使途）
- ・予算と決算と経理

5. その他

- ・規約改正
- ・個人情報取り扱いについて
- ・附則・細則

名称および事務所

- ・本会は〇〇学校PTAと称し、事務所を〇〇学校内におく
- ・本会は〇〇学校PTAと称し、事務所を〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇〇学校におく。

目的

- ・本会は学校と家庭との連絡を密にし、児童・生徒の成長発達を助け、学校教育の発展を図ることを目的とする。
- ・家庭と学校との関係を一層緊密にして、保護者と教員とが児童の心身発達のために協力する。
- ・家庭、学校及び社会における児童の福祉を増進する。
- ・家庭生活及び社会生活の改善をはかり、学校・家庭・地域が連携して児童の教育に携わる。
- ・児童・生徒の教育環境をよくする。
- ・学校の教育的環境の整備をはかる。
- ・よい保護者、よい教員となるよう努める。

事業

- ・本会はその目的を達成する為、次の事業をおこなう。
- ・学校と家庭との連絡を密にし、児童・生徒の成長発達を助ける為の事業。
- ・学校施設および設備を拡充し、学校教育の充実を図る為の事業。
- ・会員相互の教養を高め親睦を図る為の事業。
- ・保護者と教職員が自由な話し合いができる機会の提供。
- ・会員相互の意識向上、連絡、親睦をはかるため広報活動。
- ・目的にかなう範囲で会員による自主的なサークル活動に便宜を提供。
- ・その他本会の目的達成に必要な事業。

方針

- ・学校の人事や管理には干渉しない。
- ・学校とPTAは相互に干渉することなく尊重しあう。
- ・教育問題について研究協議するが、学校の管理や教職員の人事には干渉しない。
- ・校長・教員及び教育委員会の委員と学校問題を討議し、またその活動を助長するために意見を具申し、

参考資料を提供するが、学校の管理や教員の人事に干渉しない。

- ・児童の教育並びに福祉のために活動する関係諸機関と協力する。
- ・国及び地方公共団体の適正な教育予算の充実を期するため努力する。
- ・教育を本旨とする自主的、民主的な団体として、これを運営する。
- ・営利的・宗教的・政治的な活動は行わない。
- ・特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とする行為は行わない。
- ・本会は、自主性をもち、他の団体や機関の支配、あるいは統制、干渉を受けない。
- ・本会、又は本会の役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。
- ・公選の公職者は、役員になることができない。
- ・透明性のある会計記録の維持と健全化を図り、会員全てに適切に情報を開示する。
- ・全ての法令及びルールを遵守し、社会を構成する一員であることの自覚と責任をもって行動する。

任意加入

- ・本会の会員は、入会届を提出し受理された、本校児童・生徒の保護者と教職員をもって構成する。
- ・本会の会員は、任意の本校児童・生徒の保護者及び本校教職員をもって構成する。また、加入の意思を毎年4月に文書にて確認することとする。
- ・本校児童・生徒の保護者および本校に勤務する教職員は、会員になる資格を有し、入会の意思表示と共に会員となる。
- ・入会の申し込みは、入学時及び転入時に行う。退会については、本校を転出した時点で退会とする。
- ・会員は、いつでもこの会を退会することができる。
- ・本会への入会を希望するものは所定の入会申込書を提出しなければならない。
- ・本会からの退会を希望するものは所定の退会届を提出しなければならない。

資格・権利・義務ほか

- ・この会の趣旨に賛同し、役員会の承認を得たもの。
- ・会員の資格は、児童の入学又は転入の属する月から取得し、卒業又は転出の属する翌月をもって失う。
- ・会員は、すべて平等の権利と、会費納入の義務を有する。
- ・会員は、実行委員会の許可を得て、すべての委員会に出席し、傍聴することができる。
- ・会員は規約ならびに機関の決定事項を守り、会の目的達成に努めなければならない。
- ・会員は、総会で意思表示をする権利を有し、目的と方針に従い、会員相互の支え合いによる主体的なボランティアとして活動する。

会費

- ・本会の経費は、会費・その他の収入をもってあてる。
- ・会費は会員の負担を軽くする為、適正金額とし剩余金を含めて毎年、検証を行う事とする。
- ・本会の会費は月額○○円とする。
- ・納入された会費及び特別会費は、一切返還しない。
- ・会員は、入会の学期から会費を納入する。
- ・会員でなくなった場合の会費については以下の定めに従うものとする。
 - ・会員でなくなった日の属する月分までの会費を徴収する。
 - ・納入された会費は、会員でなくなった日の属する月の翌月以降の月分を返還する。
- ・会費は、年度初めに郵便局の口座からの自動振替による一括納入とする。但し、郵便口座がない場合やその他の場合は、現金を直接納めることができるものとする。

在校生が複数名

なお、兄弟姉妹が在学する場合は、会費および会員数は世帯数とする。

同一生計に属する児童・生徒が2人以上ある場合、第2子のみ月額○○円とし、第3子以降は徴収しない。

会費の免除

- ・会員は、会費を納入する。但し、PTA会長及び校長が必要と認めた場合は、免除される。

総会の開催など

- ・総会は、全会員によって構成され、本会の最高議決機関である。
- ・総会は本会の最高の決議機関であり、予算決算の承認、その他重要事項の審議をする。
- ・総会は、定期総会と臨時総会があり、会長が招集する。
- ・定期総会は毎年1回を定例とする。
- ・定期総会は毎年1回を定例とする。
- ・臨時総会は、実行委員会が必要と認めた時、または全会員の10分の1以上の要求があった時に開催する。
- ・臨時総会は、会長または役員会が必要と時、または全会員の5分の1以上の要求があった時に、会長が召集する。

総会の開催形式

- ・議長はその都度会員の中から選任される。
- ・総会は会長が招集し、議長はその都度役員以外の会員より選出する。
- ・総会は会員の6分の1以上の出席（但し委任状を含む）をもって成立し、議決は出席会員数の過半数の賛成を必要とする。
- ・総会は、全会員の過半数の書面表決書（電磁的記録を含む）の提出または出席があった場合に成立する。
- ・実行委員会が、（会員の）招集による議決が必要と認めた時は、書面議決を招集による議決とする。
- ・招集による議決の場合は、委任状を認める。
- ・総会は、年度始めおよび年度末に開き、次のことを行う。

年度始総会

- 前年度事業・決算報告および承認
- 新役員・常任委員・学校側委員の紹介
- 年間事業計画および予算の審議と承認
- 特別委員の紹介
- 規約の制定及び改定
- その他重要事項

年度末総会

- 次年度役員、会計監査委員の選出、承認
- 規約の制定及び改定
- 会費の改定
- その他重要事項

議決

- ・総会の議案は、議決権行使書の提出者または出席者の過半数をもって議決する。
- ・賛否同数の時は、議長の票によって決する。
- ・議決権行使書の未回答や白票は賛成とみなす。
- ・総会の議決は、書面議決（議決権行使書による電磁的記録を含む）によるものとする。
- ・総会の議決は、招集による議決または書面（議決権行使書）議決（電磁的記録を含む）によるものとする。

議決事項

- ・総会の議決事項は次の通りとする。
- ・事業計画及び予算に関する審議並びに承認
- ・前年度の事業報告及び承認。
- ・役員及び会計監査の承認。
- ・規約変更の審議及び承認。

役員会

- ・本会には次の役員をおく。
- ・会長1名（保護者）
- ・副会長2名以上4名以下（保護者）
- ・会計2名（保護者2名）
- ・書記若干名（保護者）
- ・役員会は、会長、副会長、会計書記、校長、副校長で構成する。
- ・役員会は、役員及び校長をもって構成し、必要に応じて開催する。
- ・役員会は、会長が招集し、本会の目的達成の為に必要な議事を調整し審議する。
- ・役員会の任務は次のとおりとする
 - 予算の審議
 - 委員会によって立案された事業計画の審議
 - 総会に提出する議案、報告書の審議作成
 - 総会において委任された事項の処理

会計監査

- ・この会の経理を監査するために、2名（保護者1名・教職員1名）の会計監査をおく。
- ・会計監査は、年度末総会において選出され、会計年度を任期とする。但し、再任は妨げない。
- ・会計監査は、11月及び4月の定期監査のほか、必要に応じて臨時会計監査を行なうことができる。また、監査の結果を
- ・総会において報告しなければならない。
- ・会計監査は、その他の役員、委員を兼任することはできない。
- ・会計監査は、必要に応じ、隨時会計監査を行うことができる。
- ・会計監査は、年1回以上、会計帳簿・記録・財産を監査し、結果を総会に報告する。
- ・会計監査は、その年度の会計を監査し総会に報告する。
- ・会計監査は、役員会が選出し、総会において承認を受ける。
- ・会計監査は、会計を監査し、総会において監査報告をする。
- ・会計監査は、実行委員会に出席することができる。

役員

- ・会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- ・会長は、すべての委員会に出席して意見を述べることができる。ただし、役員選挙に係る活動については除く。
- ・会長は、総会、役員会、運営委員会を招集して、これを主宰する。
- ・会長は、原則として、実行委員会の承認を得て各委員会の正副委員長を委嘱する。
- ・会長は、必要に応じ学年PTA、各委員会その他の集会に出席し、意見を述べる。
- ・副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。
- ・副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合はその代理を務め、総会の議長及び役員会の司会をする。
- ・副会長は、ICT関連の運用責任者とし、ホームページ、SNSなどの管理を行う。
- ・会計は、本会の会計を掌る。
- ・会計は、総会が決定した予算に基づき、金銭の収支、その他いっさいの会計事務を処理する。
- ・会計は、総会において決算報告をする。
- ・会計は、この会の財産を管理する。
- ・会計は、予算の立案について協力する
- ・書記は、本会の議事を記録・保存し庶務を行う。
- ・書記は、総会及び役員会・実行委員会の議事ならびに本会の活動に関する重要事項を記録する。
- ・書記は、通信・記録その他の書類を保管する。
- ・書記は、総会及び役員会の議事を記録保存、会合の召集通知を行い会長の指示で庶務を行う。

役員の選出や選任

- ・役員は、総会に出席した会員の無記名投票によって選出されることを原則とする。
- ・役員の選出は会員からの立候補、推薦、および実行委員会からの推薦候補者について、会員の直接投票により選出する選出の方法は役員選挙内規による。
- ・役員候補者は役員選考会により選考され、正副会長及び会計監査は役員会に諮り、総会において承認を得る。
- ・役員選考会は、各学年より1名、学校より2名、役員代表1名、計8名で構成され、選考会長は役員代表とする。
- ・書記、会計は会長が委嘱する。
- ・役員は、委員を兼任することはできない。
- ・役員及び会計監査は次の方法（推薦委員会）により選出する。
- ・役員候補者及び会計監査候補者推薦委員会（以下推薦委員会という）を構成する。
- ・推薦委員会の定数と選出方法は細則に定め、会長がこれを委嘱する。
- ・役員及び会計監査は推薦委員会の推薦により、総会の承認を得て選任する。
- ・役員及び会計監査に欠員が生じた場合は、推薦委員会の推薦により実行委員会が承認してこれを補充する。
- ・役員及び会計監査の候補者を推薦するため、推薦委員会をおく。また、その任務を終了したときに解散する。
- ・推薦委員会は、推薦委員、実行委員、教職員をもって構成する。委員長は委員の互選によって定める。
- ・推薦委員会は、選管の告示に従い、各役職別に定数の候補者を推薦する。
- ・推薦委員会は、「次年度本部役員推薦協力のお願い」の推薦者の中から候補者を推薦する。
- ・会員自ら立候補する場合については、本人が推薦委員へ届出る。
- ・推薦者が定数に満たない場合は、役員会、推薦委員会において協議する。
- ・役員及び会計監査は次の方法（選挙管理委員会）により選出する。
- ・役員と会計監査を選出するため選挙管理委員会をおく。
- ・選挙管理委員会は任務を終了したとき解散する。
- ・選挙管理委員会の任務、構成および選挙管理委員の選出については選挙管理委員会規程で定める。
- ・役員と会計監査の一部または全部に立候補者がないときはその旨を全会員に知らせ、選挙管理委員会の責任において候補者を選考する。
- ・選挙管理委員会は、選挙に関する事務のいっさいを行なうものとし、次の事項を告示し、会員に周知徹底を期さなければならない。
- ・選挙する役員の種別とその定数、ならびに、会計監査の定数に関する事項。
- ・立候補に必要な事項ならびに候補者の氏名、PTAにおける経歴。
- ・選挙の日時と場所および選挙の方法と結果に関する事項。
- ・本会員は、役員および会計監査の候補者になることができる。但し、次の手続きによる。
- ・推薦委員会から推薦されて候補者となる。この場合、推薦委員会の委員長が本人の承諾を得て選管へ届け出る。
- ・教職員より選出される役員は、学校において選出された者を候補者とする。
- ・候補者は、同時に二つ以上の役職に立候補することはできない。

役員の任期

- ・役員及び会計監査の任期は、1年とする。但し再任をさまたげない。
- ・役員の任期は1年を単位とするが、引継ぎの期間は任期に含まない。
- ・欠員補充によって就任した場合の任期は、前任者の残存期間とする。
- ・役員の任期については、同一役職は最長2年までとし、他の役職を含めて最長3年とする。但し、役員が定数に満たない場合は、役員会・推薦委員会（選挙管理委員会）の協議によるものとする。
- ・役員及び会計監査の任期は、選任を受けた年度の4月1日から3月31日までの1年間とする。但し再選は妨げないが、再任は1回とする。

顧問

- ・本会に顧問をおくことができる。顧問は役員会の推薦により会長が委嘱する
- ・本会に顧問を置くことができる。顧問は、会長が委嘱し、総会の承認を得る。

実行委員会

- ・実行委員会は、役員と各委員会の委員長、副委員長、校長、副校長で構成する。
- ・実行委員会は、運営委員会は、委員の2分の1以上の出席で成立し、議事は出席者の2分の1で決する。
- ・実行委員会は、会長が招集し、本会の目的達成の為、事業計画、予算決算その他重要事項の審議をし、本会の事業を推進する。
- ・実行委員会は、その役割を果たすために必要なときに、会員からサポーターを募ることができる。
- ・実行委員会は、会長が招集し、原則として毎月一回開くこととする。ただし、招集が困難、又は必要及び不必要である場合は、役員会の過半数の賛成によって増減することができる。
- ・次に該当する高額物品（電磁的記録を含む）購入時の実行委員会で審議を行う。
- ・単価が5千円を超える場合
- ・総額が3万円を超える場合
- ・実行委員会は、本会の執行機関である。会議事項は次の通りとする。
- ・事業計画の審議検討
- ・総会に提出される重要な案件の審議検討
- ・総会より委嘱された事項の遂行処理に関する事項。
- ・本規約による本会目的を達成する事項であらかじめ総会で付託された事項の議決執行をする。
- ・役員会及び各常任委員会より提出される事項を審議決定する。
- ・その他、学校及び会員から委任された事項を審議決定する。
- ・臨時に必要があると認めた場合に、特別委員会の設置。
- ・役員に欠員が生じた場合の補充。
- ・規約原案の制定。
- ・PTA細則の制定及び改廃。ただし、次期総会に報告する。
- ・規約・細則が本会活動と不適合がないかの検証（年1回）。
- ・会員からの提案事項の審議検討。

委員会

- ・本会には学年学級活動をおこなう学年学級委員会と事業活動をおこなう各種委員会をおき、委員会活動内規による活動を推進する。各委員会は委員長、副委員長を選出する。
- ・委員の選出は各学級において選出し、学級活動及び各委員会の活動を分担する。委員の定数は別に定める。尚、教職員の委員の選出は学校に一任する。
- ・委員会の委員については、前年度中に決定する
- ・各委員会には委員長、副委員長をおき、会長が承認する。
- ・各委員会の委委任期は1年とし再任を妨げない。
- ・各委員会の任務は役員会で決定する。
- ・本校の教職員は、各委員会ごとに1名以上属する。各委員会に参加し、意見を述べることができる。

会計

- ・本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- ・会員は、会費を会計に納入する。
- ・本会の経費は会費およびその他の収入による。
- ・本会の経理は、会費・寄付金・事業収益金その他をもって支弁する。
- ・この会の資産は、規約に定める目的以外に使用してはならない。
- ・本会の予算は、規約や細則の定めに従って執行しなければならない。
- ・本会の経費は、総会において議決された予算に基づいておこなわれる。
- ・本会の収支予算は、会計年度毎に総会の議決を得なければならない。
- ・本会の会計は、会計年度毎に決算報告書を作成し、総会において承認を得なければならない。

監査等

- ・本会の決算は、会計監査を経て総会に報告する。
- ・会計監査は、11月と4月の定期監査のほか、必要に応じて臨時会計監査を行なうことができる。
- ・会計監査の回数および時期については、各年度の関係者間で別途協議する。
- ・本会は帳簿として、PTA記録簿、役員・委員名簿、会計簿、領収書綴、貯金通帳を備えつける。
- ・本会会費からの不適切な支出が判明した場合については、年度内に返納処理の手続きを行う事とする。

公費負担分の明確化

- ・この会の資産は、PTA本部・PTA関連団体の運営活動費やPTA主催の事業及び共同事業に使用するものであり、これ以外の学校経費（公費）やPTA関連団体以外に使用してはならない。
- ・会費は、PTA本部及びPTA関連団体の運営活動費への支出や、一部の地域・一部の関連団体に偏ることなく、会員全員が恩恵を受けるものに支出されることを原則とする。
- ・学校の管理運営・教育活動に要する経費で、学習指導要綱に基づく学校共通の教育水準維持に必要な経費は、「学校教育法第5条」により公費負担とし、PTA会費から支出してはならない。
- ・公費負担とは、「設置者負担主義の原則（学校教育法第5条）」により学校の設置者（自治体名等）が負担する経費をいう。
- ・学校の設置者（自治体名等）は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定のある場合を除いてはその経費を負担する。

関連団体経費

- ・本会会費は、本会及び本会関連団体の運営活動費への支出や、一部の地域・一部の関連団体に偏ることなく、本会会員全員が恩恵を受けるものに支出されることを原則とする。
- ・本会及び本会等の下部団体が主催する事業及び本会等の下部団体からの要望により、部活動の充実や各学校の特色ある教育を実現する為に必要な経費は、「PTA会費から支援を受けることができる関連団体経費」とする。
- ・本会会費から支援を受ける事ができる関連団体経費は以下とする。
- ・本会が主催及び共同主催事業に要する経費 … 本会を含む各団体が学校の教育活動を支援するために主催する事業に要する経費（周年事業、PTA団体主催事業等）
- ・本会の下部団体からの要望による事業経費（ボランティア団体や、バレーや卓球等の部活動経費） … 公式大会等の通常活動を除き、文化部・体育部活動をより一層充実するために要する経費関連団体経費（支援金）の額については、実行委員会の協議により、総会の承認も得るものとする
- ・本会会費の支援を受けた団体は、支援金の使途について点検・評価を行い実施状況等の収支決算報告書を作成し、本会の会計監査に報告を行うものとする。
- ・本会会費の支援を受けた団体が収支決算報告書作成後、支援金に剩余金がある場合については、本会会費に返納するものとする。
- ・本会の下部団体の活動支援として文化部・体育部の団体活動に支援金を支給するものとする。支給額は、以下の通りとする。

10人未満の団体については、支援金の支給なし

10人以上30人未満の団体については、年額○○○円

30人以上50人未満の団体については、年額○○○円

50人以上の団体については、年額○○○円

規約の改正

- ・本規約は総会において、全会員の過半数の書面表決書（電磁的記録を含む）の提出または出席賛成がなければ改定することができない。改定案は総会開催の少なくとも一週間前に会員に通知しなければならない。

個人情報取り扱いについて

- ・個人情報の取り扱いについては別に定める「○○○学校PT個人情報取扱規則」による。
- ・本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規則」に定め適正に運用するものとする。
- ・本会は、個人情報に関する法令等を守るとともに、取得・保持する個人情報については、PTA規約及び細則に記載された目的と活動のためのみに使用する。
- ・取得・保持する個人情報は、取得時に明示された時期、あるいは卒業または転出時に破棄する。
- ・本会員から利用の停止・追加・削除の依頼があった時は速やかに対応する。
- ・本会が個人情報を取扱う場合は、次の通りとする。
 - ・本会が個人情報を取扱うにあたっては、その利用目的をできる限り特定するとともに、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取扱わない。
 - ・本会が取扱う個人情報は、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者への提供は行わない。但し、法令に基づく場合、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるときはこの限りでない。
 - ・本会は、本会が取扱う個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じる。